

無料個別相談日のご案内

商工会では、下記の日程により専門個別相談を行いますのでこの機会にぜひご利用下さい。

テーマ	日時	相談員	内容	場所
税務・経理相談	6月10日(月) 午後1時～4時	畑中啓三 税理士	日々の記帳から決算まで 税務・経理等に関する あらゆる相談	豊能町 商工会館
経営相談	6月11日(火) 午後1時～4時	黒野秀樹 中小企業診断士	今の事業の見直しをはじめ、 新たに事業を始めたい、 事業計画の相談等 経営に関するあらゆる相談	
事業承継相談	6月17日(月) 午後1時～3時	大阪府事業承継・ 引継ぎ支援 センター担当者	事業を後継者に継がせたい。 後継者がいないので、 自社を他の企業に譲渡したい、 M&Aに取り組みたい 等。事業承継に関する あらゆる相談	
登記・法律相談	6月18日(火) 午後1時30分～ 4時	青山昌仁 司法書士	会社の設立・増資、不動産 の登記等に関する相談 債権回収等に伴う 法律相談	
労務相談	6月21日(金) 午後2時～4時	森啓治郎 特定社会保険 労務士	従業員の採用・退職・ 解雇に係る諸問題、社会保 険・労働保険など労務に関 するあらゆる相談	

※ご相談希望の方は、電話・ファックスまたはメールで下記まで事前予約して下さい。

Fax. 072-739-2285 まで

相談申込書

ご記入頂いた個人情報は、本講習会の実施運営のために利用いたします。

氏名:	テーマ名: []
事業所名:	希望時間帯 (30～1時間単位でお願いします)
住所:	: ~ :
電話番号:	

豊能町商工会

大阪府豊能郡豊能町余野1008

Tel. 072-739-1647 Fax. 072-739-2285

Mail toyono@gold.ocn.ne.jp web http://toyono-sci.com/



豊能町
商工会
for MOBILE
二次元コード読み込み後
検索ボタンを押すのをお
ご利用ください。

2024 年定額減税について

令和 6 年度税制改正に伴い、2024 年分所得税・2024 年度分住民税について、定額による特別控除（定額減税）が実施されます。

1 人あたり所得税 3 万円、住民税 1 万円、合計 4 万円が定額で減税されます。

対象となる人は、納税者本人・同一生計配偶者・扶養親族で、合計所得金額が 1,805 万円以下の方です。

所得税については、2024 年 6 月の給与や賞与の源泉徴収分から控除し、6 月分で控除しきれない場合は、7 月以降に控除します。

給与所得者の場合は、給与明細に所得税の減税額を明記してください。

住民税（特別徴収）については、減税分を引いた年間の税額を、2024 年 7 月から 2025 年 5 月の 11 か月間で均等した額を納税することになります。（2024 年 6 月分の納税は発生しません。）

マル経融資に「賃上げ貸付利率特例制度」が新設されました

自社従業員の賃上げに取り組む方に利用いただける「賃上げ貸付利率特例制度」が創設され、雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して 2.5%以上増加する見込みがある場合、貸付日から 2 年間の貸付利率を 0.5%低減されます。

雇用者には、パート、アルバイトおよび日雇い労働者を含めますが、法人の役員および個人事業主の家族従業員は含めません。

融資限度額 : 2,000 万円

返済期間 : 運転資金 7 年以内 設備資金 10 年以内

利率 : 1.35%（当初 2 年間、▲0.5%引下げ）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近 1 か月間の売上高又は過去 6 か月（最近 1 か月を含む。）の平均売上高が 5%以上減少している事業者に対する利率を低減する「コロナ特例」の取扱いは、延長されました。

労働保険年度更新の申告・納付について

労働保険の年度更新の手続の時期は、7 月 10 日までです。

商工会に事務委託されている事業所の皆様には、関係書類を送付させていただいておりますので、賃金等の報告をお願いいたします。

商工会は、労働保険事務組合の認可を受けており、事務委託されますと本来労災保険の対象とならない会社役員や事業主ならびに家族従業員も労災保険に特別加入することが出来るほか、保険料を 3 期に分納できるなどのメリットがあります。

64 歳以上の高年齢労働者の雇用保険料免除は廃止となり、令和 2 年 4 月より雇用保険の被保険者は年齢にかかわらず雇用保険料の徴収が必要になります。

6 月は就職差別撤廃月間です。就職差別 110 番を開設します。

大阪府では、全ての企業から就職差別を解消するため、「しない させない 就職差別」をテーマに毎年 6 月を「就職差別撤廃月間」と位置づけ、大阪労働局とともにメッセージを発信し集中的な取り組みを実施しています。

月間中、就職差別に関する相談窓口「就職差別 110 番」を開設し、電話やメールでの相談を受け付けるとともに、府民や企業に対し、公正な採用選考の周知・啓発を行います。

求職者の皆さん、ひとりで悩まないで、まずは、ご相談ください。

1 就職差別 110 番の開設

(1) 電話相談 ・電話番号 : 06-6210-9518

(2) メール相談 ・メールアドレス : rodokankyo-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

上記に関する詳しい内容は、商工会までお問合せ下さい。

豊 能 町 商 工 会

豊能町余野 1008 Tel. 739-1647 Fax. 739-2285

Mail toyono@gold.ocn.ne.jp